

令和2年 第7回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和2年7月10日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第7回会議議事録

- 1 開催日時 令和2年7月10日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター多目的ホール
 - 3 出席委員 18名
1番委員 榑 渕 武 重 3番委員 内 海 博 光 4番委員 高 橋 公 利
5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次 7番委員 今 井 育 男
8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一 10番委員 阿 部 均 司
11番委員 森 下 一 郎 12番委員 本 多 偉 男 13番委員 本 多 通 治
14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章 16番委員 田 村 隆 司
17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江 19番委員 高 橋 久 美 子
 - 4 欠席委員 1名
2番委員 星 野 敏 雄
 - 5 議事録署名委員
14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 鈴木 伸 史 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
書記 我 妻 園 華
 - 7 会議に附した事件
議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第33号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
 - 協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
(2)制限除外の農地等異動通知書について
(3)農地届出復元農地台帳登載について
 - その他
 - 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会 みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江開会を宣す。
顛 末
- 議 長 会長議長となり、議事録署名委員に14番原澤幸好委員・15番原澤章委員を指名し議事に入る。

続きまして、これより議事に移ります。

最初に、議案第30号農地法3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局

1ページをお開きください。

議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求め。

別紙記入事件 4件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、3条、番号1の〇〇さんの案件につきまして、調査を担当の内海委員にお願いしてありますので、失礼いたしました。高橋委員、よろしく願いいたします。

4番委員

4番高橋公利です。〇担当です。

画面が見えないので、座ったまま失礼させていただきます。

〇〇さんと〇〇さんが交換ということで、一緒に進めさせていただきますが、1か所は〇区です。〇区公民館から200mぐらい南の田んぼですね。田んぼが3つありまして、そのうちの一番左側になっております。一方、もう一方は、〇区公民館から南へ100mぐらいだと思んですが、畑ですが、リンゴになっております。水田とリンゴ畑の交換ということで、実はもう既に数年前から、親戚ということで、利便性を考えて交換して耕していたんですが、今回、正式に交換しようということで、申請されたそうです。

お二人とも、これでいいんですね。〇〇さんはリンゴ園の近くの場所なので、リンゴ園とリンゴ園ということで、片方は水田なんですが、隣の方が耕していただけるということなので、田んぼにしたいと、共にという交換のことだそうです。

お二人とも1から3の条件全て満たしておりますので、妥当だと思われませんが、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、1番と2番は関連がございますので、〇〇さんと〇〇さんの間で耕作地を交換するという案件の申請があったところです。

1番から審議を進めたいと思いますが、この件に対しまして、質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

ございませんか。

（「なし」の声）

なければ、申請のとおり許可をすることに決定させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい」の声）

ありがとうございます。

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、3番、〇〇さんから〇〇さんへの申請でございます。

これにつきましては、担当でございます15番原澤委員より調査結果の報告をお願いします。

15番委員

続きまして、15番、〇地区担当の原澤です。

依頼について7月〇〇さんと譲渡人の〇〇さんのほうの2人にたまたま会いまして、お話を伺ってきました。

場所は、国道17号から〇〇校方向へずっと上がっていったところでございます。この建物が、今回譲り受ける〇〇さんの家族が住んでいた場所です。その下の土地が今度の交換する土地でございます。お話を伺ったら、もう何十年も前に〇〇さんと〇〇さんのうちで、これも交換という形で口約束をしたそうです。お互いに交換をしていたんですけれども、登記してなかったということで、今回、〇〇さんのほうが相続を受けたら、やってないということで、登記を〇〇さんのほうで行うということで、登記をすることになった。〇〇さんのほうは、〇〇さんのほうから山林を譲り受けるということで話が進んだようです。登記をする〇〇さんなんですけれども、一応〇〇に住んでいるという形になっているんですけれども、実際住んでいるんですけれども、家族がすぐそばに家がありまして、そこから〇〇さんという方が住んでいます。リンゴの畑を週末遊びに来ていっしょにやっているということなんで、もう60半ば過ぎているので、なんとかやるとは思いますけれども、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいた件でございますが、この案件に対しまして、質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

特になければ、申請のとおり許可をすることに決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、番号4番、〇の〇〇さんから息子さんに贈与という案件となります。これにつきましては、地元の田村委員に調査結果の報告をお願いいたします。

16番委員

16番、〇地区の担当、田村隆司です。

申請事案の詳細につきまして報告いたします。

7日に現地調査及び申請者に確認したところ耕作については、〇〇番地については畑として利用されております。〇〇番については近所の方、畜産農家が飼料置場と農機具が置かれている状態でありました。これについては、引き続き利用されると思います。

それから、譲り受ける方については、現在、農地について、30a以上支障ないと思います。

本件については、特に懸案事項等もなく支障ないものと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
この件に関しまして、質問あるいは意見等ございましたらお願いいたします。
ございませんか。
（「なし」の声）
なければ、申請のとおり決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。
（「はい」の声）
では、申請のとおり許可をすることに決定させていただきます。
続きまして、議案第31号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 そうしましたら、4ページをお開きください。
議案第31号農地法第4条の規定による許可申請についてです。
次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見決定を求めます。
別紙記入事件 1件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上、よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
この件につきましては、〇地区担当の榎渕委員より調査結果の報告をお願いいたします。

1番委員 1番榎渕武重です。
今、事務局から説明をいただいたように農地申請となりまして、7月の4日に現地確認させていただいたんですが、本人とはお話しすることもなく、現状も見ていただいてあまり変わってないので、そのことを確認してきました。
以上です。

議長 ありがとうございます。
この件に対しまして、何かこれに対する質問、意見等ございましたらお願いいたします。
特にございませんか。
（「はい」の声）
さすれば、申請のとおり許可をすることに決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。
（「はい」の声）
では、そのように決定します。
続きまして、農地法第5条に基づく許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、6ページをお開きください。
議案第32号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件 8件です。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

最初に、番号1番、〇の〇〇さん、〇〇さんの案件ですが、これにつきましても、1番の櫛淵委員より調査結果の報告をお願いします。

1番委員

関連があるんで、2番……

議 長

それでは、関連があるということで、1番、2番まとめて審議をしたいと思えます。よろしく申し上げます。

1番委員

1番櫛淵武重です。

これは、除外申請についても申請に至って皆さんにご覧いただいた案件になります。場所的には〇〇の北側といいますか、その場所になります。

1番については、こういうことでございます。

それから、2番の〇〇さんにつきましては、〇〇さんのほうでこれを申請するに当たり測量したら、こういうことになったということございまして、始末書も添付してございますが、この際だから、登記をなさったり、それから申請をしたいという前向きな姿勢でございまして、すっきりしたいということでございました。

7月5日、やっぱり〇〇さんだけにはお話を伺ってきました。

以上です。

議 長

今、調査結果の報告をいただきました。

これについて、昨年除外申請で現地を調査した結果に基づきまして関連した案件を整理したいということで、申請でございます。

この件に対しまして、意見、質問等ありましたらお願いいたします。

ございませんか。

（「なし」の声）

なければ、申請のとおり許可をすることに決定したいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、3番、〇、〇〇さんの件、これにつきましても、1番の櫛淵委員より調査結果の報告をお願いします。

1番委員

1番櫛淵武重です。

7月5日に現地を確認していただいて、本人からだいたいお話を伺う中で、これを見ると、写真で見えていただいても分かるように、周りが全部住宅で、現在は〇〇さんが先代から借りて、〇〇さんのほうも先代からとのことで、それから〇〇さんのお父さんがこのときに親せきということで、お借りしてきたままずっと今、使っておって、これ、可決していただいたらなんですが、申請書

の中に駐車場、車2台とめたいということで、こちらのほうに砂利を入れて車をとめる。あとは、残った部分は野菜を作りたいと、そういう意向でございます。

それから、事務局が説明していただいたように、ここは用途地域になっておりますので、調査の項目に該当するようなことはちょっと当たらないので、皆さんのご審議よろしく申し上げます。

以上です。

議 長

この件につきましては、ただいま報告をいただいたとおりでございます。この件に対しまして、質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声)

なければ、申請のとおり許可をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

そのように決定させていただきます。

続きまして、4番、〇の〇〇さんの件ですが、この件に関しまして、8番の吉野委員より調査結果の報告をお願いします。

8番委員

8番の吉野です。

7月5日に現地調査に行き、お話を伺ってきました。

譲渡人の〇〇さんは、現在、〇〇に住んでおられまして、ほとんど農業はやっておりません。したがって、何とかこの土地を利用できないかということで、隣のペンションの〇〇さんとお話をいたしまして、〇〇さんのほうは、近年お客様がかなり増えまして、駐車場にちょっと足りないような現状です。特に夏はいいんですが、冬の駐車場ということで、かなり積雪ですから、ちょうど話がございまして、このようなことに話が決まったようでございます。

ここの隣なんですが、ちょっと畑みたいに見えるところがあると思うんですが、ここは現状のまま家庭菜園として残しまして、あとを駐車場ということで計画しているというお話でございます。

1番から4番まで何ら問題はないと思われましますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

調査結果について報告されました。

この件に対しまして、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

特にございませんか。

(「なし」の声)

なければ、申請のとおり許可をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、5番、〇の〇〇さんの件です。これにつきましても、吉野委員より調査結果をお願いいたします。

8番委員

7月6日に現地確認に行って、お話を伺ってまいりました。

〇〇さんは、〇〇等々の事業をなさっておられまして、月に1回程度、そのグループの方がいらして会議を開くということでございます。また、30台ぐらゐ集まるので、現在の駐車場スペースでは足りないということで、この申請に至ったようです。

譲渡人の〇〇さんは、他に耕作しておらず耕作も困難ということで、この話がまとまったようです。

周囲の農地もまた与える影響というんですか、それもほとんどなく、今まで問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま調査結果の報告をいただきました。

この件に対しまして、質問、意見等ありましたらお願いします。

質問等特になければ、申請のとおり許可をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、6番、〇、〇〇さんから〇〇さんへの駐車場用地の件でございます。

これにつきましては、9番の星野榮一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員

7月3日に現地確認と聞き取り調査のほうを行ってまいりました。

場所は、利根川沿いに町営住宅があるんですが、それと〇線との間ですね。去年ですか、この隣で譲受人と譲渡人との間で申請があったんですが、これは農転ということで協議していただきました。そこで農用地内ということで、今回除外をされたということで、申請したことであります。

譲受人は、〇〇建設という役員をされているわけですがすぐ隣が新築された自宅です。すぐ隣ですので、利用も容易で譲渡人は高齢で、跡取りもいないというような話だったので、受けたということでございます。結果としては、建設会社ですので、許可後、用地という意味では何ら問題はないものと思います。そんなことで、これといった問題ありませんでしたので、皆様のご審議をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長

ただいま星野委員より調査結果の報告をいただきました。

この件に対しまして、質問、意見等がありましたらお願いします。

ないようですので、申請のとおり許可をすることに決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、申請のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、番号7番、〇の〇〇さんの件に関してこれにつきましても、星野委員、調査報告をお願いいたします。

9番委員

7月3日に現地確認、聞き取り等行ってまいりました。

場所のほうは、〇駅から1 kmぐらい行ったところ、〇の信号があるんですがその手前ですね。その東側の7～8 m擁壁があるんですけども、その下です。資料にはりんごというようにあったんですけども、ネクタリンがあります。ネクタリンですと、農薬をまくと支障があるので10年ぐらい前からここをあまり管理しなくなったということです。そういうふうになるものですから他のでやったんですが、それは効き目がなかったということで、手つかずの状態で枯れてしまったということでもあります。

隣の地に今回の譲受人が家を建てたんですけども、建設業というような職業ですけども、隣は場所が狭いものですから、その隣を利用したいということで、今回の譲渡人のほうに相談したところ、了解を得たということのようです。

利用のほうは、事務所と、それから駐車場というように使いたいということであります。北側に農地が少しあるんですけども、これは所有者に話をしまして、十分内容を理解し了承を得たと。

目的ですが、許可が下り次第、使用したいので、皆様のご審議をお願いしたいと思います。

この隣の農地に影響はないというふうに思いますので、私としては心配ないというふうに思います。よろしくをお願いします。

議 長

ただいま調査結果について報告をいただきました。

この件に対しまして、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

(「はい」の声)

なければ、申請のとおり許可と決定したいと思いますので、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

申請とおり許可を決定させていただきます。

続きまして、8番、〇の〇〇さんの件、これにつきましても、星野委員より調査報告をお願いします。

9番委員

同じように7月3日に現地確認と聞き取り調査等行ってまいりました。

場所のほうは、〇地区と〇地区というところで昔の旧道ですね。旧道のちょっと右側になります。

譲受人は、今、自宅を建てて、新築したわけですけども、旧自宅が今見る写真左側が自宅だったと思うんですが、すぐ隣の地に建築いたしました。進入路ということで、前の土地は借りていたんですけども、その進入だけは地主と話しをして使っていたということでもあります。今回、見込みがあるということで、今回の申請に至ったということでもあります。

周りは家と農地で、譲受人がほとんど草刈りなどして管理していた状態でしたので、よろしいかなというように思いました。皆様のご審議をお願いしたいと思います。

議 長

ただいま報告をいただきました。

この件に対しまして、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

ございませんか。

なければ、申請のとおり許可と決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

以上で本日の議事案件は終了いたします。

続きまして、5の協議・報告事項に移りたいと思います。

農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局 33号です。

議長 失礼しました。すみません。議事終了したと思ってました申し訳ありません。議案第33号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりお願いいたします。

事務局 10ページをお開きください。

議案第33号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求め。

別紙記入事件 1件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要です。

畑、賃貸借の通年、2,506㎡、利用権存続期間、5年、2,506㎡、合計2,506㎡、貸し手、借り手とも1戸でございます。

12ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長 利用権設定について、事務局より説明いただきました。この件に対しまして、質問等ありましたらお願いいたします。ございませんか。

(「はい」の声)

なければ、申請のとおり承認をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

そのように決定させていただきます。

以上で本日の議案終了いたしまして、報告事項に移ります。

農地法第18条第6項の規定による届出について説明をお願いします。

事務局 13ページをご覧ください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上です。

議長 質問、意見等ございますか。
なければ、申請のとおり受理をしたいと思います。よろしくお願いいたします。
続きまして、協議・報告事項2、農地法第5条第1項のただし書き規定による届出について、お願いいたします。

事務局 14ページをご覧ください。
協議事項・報告事項(2)農地法第5条第1項のただし書き規定による届出について報告いたします。
◇(議案書・順次、朗読説明)
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、協議・報告事項3、農地台帳登載に係る取扱いについて、事務局よりお願いいたします。

事務局 15ページをご覧ください。
協議事項・報告事項(3)農地台帳登載に係る取扱いについての第3の(3)により、農地台帳に登載される農地の報告をいたします。
◇(議案書・番号1、朗読説明)
内容としては以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 これにつきましては、現地を確認していただきました。1番榊渕委員。

1番委員 1番榊渕武重です。
事務局と6日でしたかね、7月6日現地を確認して、ご本人である〇〇さんにお話を伺いまして、実はその上にある〇用水という、これ、〇〇のすぐ東、〇駅から歩いて3分のところ。〇〇さんから直接お話を伺って、現地を見させてもらったんですが、住宅があって、上に用水があるんです。〇用水。それで、その上に2軒うちがあるんですが、そのところに入る道路用地だったようですH25の道路の拡幅で。もともとこれは宅地そうです、この土地は。道路の入り口に2軒あるもんですから、そこに道路をつくる。そのときの買上げで、もとは宅地今は雑種地になっておるそうです。これ、言っちゃっていいの。もともとは宅地だったんですが、雑種地となり結局固定資産税がかなり上がってしまった。宅地より上がってしまった。といて、ここを山林化するわけにもいかないし、取りあえず農地に戻してほしいという要望で、この申請です。
以上です。

議長 ありがとうございます。
一応そういうことで、農地に復元されて……

1番委員 ちょっといいですか。
その下は幅1m20ぐらいの段差があるんですよ。それで、3mくらい下がって、残地ですから、道路を造った後の残地で、本来なら、これ、役場が買い上げるべきだと思いますが、これを農地に戻しても、耕作されるかどうかとい

うのは非常に微妙なんです。ただ、本人が希望しているものですから、ここにクルミの木と、それからブロッコリー、ワラビというか、それをこの申請を通すためにそういうことをやっているんだと思います。

これは、農地に戻っても、結局は耕作できない。雑種地ですから。わずか2, 3mの太さの農地で、これも下が幅1m20ぐらい段差があるんですよ、非常に悪条件です。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ということで、農地復元ということで決定させていただきます。

それでは、以上で協議・報告事項終わりました、その他ですが、事務局からお願いします。

事務局

特にないです。

議 長

その他につきまして、事務局から特にないようでございます。

以上で本日の議題、協議事項は全部終了いたしました。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時32分〕